

## 令和6年度 脱炭素アドバイザー派遣事業における支援対象者 募集要項

長崎県が行う、令和6年度事業者の温室効果ガス排出削減計画の策定・実践支援業務について、次のとおり支援対象者の募集要項を定める。

### I. 事業の目的

2050年の脱炭素社会実現に向けて、事業活動における脱炭素の取組、脱炭素経営への転換が重要となっている。本事業では、県内事業者を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する脱炭素アドバイザーを派遣し、事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出削減計画の策定及びその実践を伴走支援することにより、県内事業者による脱炭素の取組、経営の転換促進を図る。

### 2. 募集概要

#### (1) 募集期間

開始:令和6年10月25日(金)

期限:令和6年11月24日(日)

#### (2) 対象者

応募することができる事業者は、県内に本社又は事業所を有し、脱炭素経営に関心がある事業者(以下「応募対象者」という。)とする。

また、応募を行った者から、脱炭素アドバイザーの派遣先とする事業者(以下「支援対象者」という。)を5のとおり選定する。

#### (3) 応募方法

令和6年度脱炭素アドバイザー派遣申込WEBフォームにて申込をする。

#### (4) 支援対象者の数

5者

#### (5) 費用

無料

#### (6) 支援内容

支援対象者へ脱炭素アドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定等、各支援対象者の脱炭素への取組状況に応じて下記①~④のうち必要な支援を実施する。

脱炭素アドバイザー派遣の回数については、1支援対象者につき3回程度とする。基本はWEBでの対応とし、必要に応じて、現地調査など対面での対応も実施する。

#### **① エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の把握**

支援対象者の事業活動に伴う電気、ガス等のエネルギー使用状況等を把握し、GHGプロトコルに基づく Scope1 及び Scope2により温室効果ガス排出量を算定とともに、その算定方法を可視化する。

なお、支援対象者がすでに温室効果ガス排出量を把握している場合は、①は実施せず、ヒアリングや現地調査等を行う。

#### **② 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案**

①を踏まえ、業務の改善や機器更新、再生可能エネルギーの適切な導入などの温室効果ガス排出削減の取組を提案する。

#### **③ 温室効果ガス排出削減の取組に対する支援**

②で提案した設備投資等により見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果と、投資回収に要する年数を試算する。

なお、支援対象者が②の提案内容を実施するにあたっての課題整理や支援対象者からの相談対応、活用可能な国等の補助事業や県内金融機関を中心とした融資制度等の紹介を実施する。

#### **④ 排出削減目標の策定**

①で数値化した温室効果ガス排出量及び②③の取組内容を整理し、支援対象者における温室効果ガス排出量の削減目標及び削減計画を提案する。

なお、計画においては実現可能な提案とする。

### **3. 応募の条件**

応募対象者が応募を行う際は次に掲げるすべての事項に合意しなければならない。

- (1) 本事業により支援対象者の費用負担を無料とするのは、脱炭素アドバイザーの派遣費用（相談料、交通費、システム利用料等）であり、脱炭素アドバイザーの提案の実施にかかる支援対象者自身の費用については本事業で負担をしないものであること。
- (2) 脱炭素アドバイザーから提案を受けて実施することを了承した取組は、支援期間及び支援期間終了後においても取り組み、削減目標の達成に努めること。なお、必ず目標の達成をしなければならないという要件を課すものではない。
- (3) 脱炭素アドバイザーから提案を受けて実施することを了承した取組について、県の求めがあった場合は、その経過（エネルギー削減量、温室効果ガス削減量、コスト削減量等）を報告しなければならないこと。なお、削減目標に向けて取り組む期間内は複数回の報告を求めることがある。
- (4) 支援対象者の名称、支援の概要、取組の経過、支援の成果等について、支援対象者の経営

上公表することで支障をきたす部分を除いて、県の WEB サイトや広報誌に掲載し、また、セミナー等で県内の先進事例として他の事業者へ紹介すること。

#### 4. 対象とならない者

次のいずれかに該当する者は応募対象者としない。

- (1) 公募期日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実  
又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当する者
- (4) 長崎県暴力団排除条例(平成 23 年長崎県条例第 47 号)第 33 条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から 2 年を経過していない者
- (5) 公募期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

#### 5. 支援対象者の選定

- (1) 事務局は、令和 6 年度脱炭素アドバイザー派遣申込 WEB フォームの内容等に基づき県と協議の上、派遣することが適当であるか判断し、選定結果を応募事業者へ通知する。
- (2) 選定結果の通知は、募集期間終了後概ね 1 週間程度で行う。
- (3) 応募状況によっては、支援対象者を 2 に示した数より増やして決定することがある。
- (4) 応募対象者は個人、法人の別や、事業規模を問わないが、支援対象者の選定にあたっては中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者を優先する。

#### 6. 応募資格の喪失

- (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 選定完了日までに、4の「対象とならない者」に該当した場合

#### 7. 実施体制

事務局及び本件に関する問い合わせ先を次の事業者とする。

株式会社エスプール 自治体環境みらいカンパニー

電話番号:050-1740-9830 アドレス:jichitaikankyo@spool.co.jp